

教育委員が任命されました

■学校教育課 ☎50-3019

2月に開催された定例市議会において、議会の同意を得て、教育委員として清遠紀子氏（夜須町）が任命されました。

教育委員は、市民の皆さんによりよい教育環境を提供するために活動します。

教育委員会の一員として、市の教育行政における重要事項や基本方針を決定し、学校運営や生涯学習の充実に取り組んでいただきます。



きよとう のりこ
清遠 紀子さん

任期は令和8年4月29日からの4年間です。

副市長が任命されました

■総務課 ☎57-8500

第121回香南市議会定例会で議会の同意を得て、北村 浩司副市長が任命されました。



きたむら こうじ
北村 浩司副市長

◆任期
令和8年4月1日～
令和12年3月31日

■昭和61年3月
高知県立高知小津高等学校卒業

■主な職歴
平成4年 旧吉川村入庁
平成30年 香南市福祉事務所長
平成31年 香南市総務課長

ご近所同士で助け合おう！
町内会入会のススメ

香南市のまちづくりの組織は、大きいものから協議会、自治会、町内会があり、一番基礎となる組織が「町内会」です。

◆町内会は今どうなってるの？

市では、協働のまちづくりをスローガンに、協議会や自治会の結成を呼びかけていますが、その基礎となる町内会組織加入率は毎年1%ずつ減少しています。市の取り組みとして、1戸建てに転入される方への加入呼びかけや、市が協定を結んでいる宅建協会・不動産協会と協力し、加入促進を行っています。



近所との日頃の支え合いやコミュニティの絆が真の助け合いになっている所もあります。

◆町内会にはどんなメリットがあるの？

- ①近所同士が知り合いになることで防犯につながり、子どもたちが安全に過ごせるようになります！
- ②日頃の付き合いで人間関係のつながりができ、地震などいざという時、お互いに助け合えます！
- ③近所に住むいろいろな職種の方と出会うため、得意分野を活かした付き合いができ、生活に幅が生まれます！
- ④広報紙など香南市からの身近な情報が届きます！
- ⑤ゴミステーションがきれいに使えます！

近所の方に町内会に入ってもらいたいけど、どのように声をかけたらよいか分からない…そんな時は担当職員と一緒に入会の案内をしますので、ご相談ください！
町内会入会については、地域支援課またはお住まいの各支所までお問い合わせください。

問 地域支援課 ☎57-85003

不審な電話やしつこい勧誘電話に困っていませんか？

特殊詐欺被害防止のため、
自動通話録音機の無料貸与を行っています！

自動通話録音機とは…

電話着信時に警告メッセージが流れ、通話内容を自動録音する装置です。

警告メッセージが流れることで、振り込め詐欺や悪質な電話勧誘等の抑止につながります。

貸出条件

- ◆対象：香南市内に在住で、機器を設置できる固定電話を利用している方。
- ◆費用：無料（電気代は利用者負担）
- ◆貸与期間：3年間（貸与期間満了後は無償譲渡）
- ※不適切な取り扱いがあった場合、貸与期間内であっても返却を求められることがあります



■商工観光課 ☎50-3013

サイズ
幅115×高さ69×奥行25 (mm)
※取り付けに工事や工具は必要ありません

申込方法

申請書を、商工観光課または各支所に提出してください。申請書は商工観光課および各支所での配布のほか、市ホームページからダウンロードできます。

※利用希望者多数の場合は、先着順となります



▲市HPはこちら

注意事項

- お使いの電話環境によっては、設置できない場合があります。
- 利用にあたり、アンケート調査にご協力いただきます。
- 呼出音が鳴る前に警告メッセージで応答するため、振り込め詐欺犯や悪質な勧誘業者がメッセージを聞いて電話を切った時には電話は鳴りません。
- 着信した場合の会話内容は自動録音されます。



6/7 (日) レッククリーン!! 市内一斉清掃と
高齢者世帯等の粗大ごみの個別回収

地域環境の美化保全のために、市内一斉清掃を実施します。また、同日に高齢者世帯等の粗大ごみ個別回収を実施します。

※延期の判断は6月5日(金)午後に行い、延期する場合のみ防災行政無線で周知します。
延期の場合は6月14日(日)実施。14日にも実施できない場合は中止します

事前申請が必要

一斉清掃

実施時間：午前8時30分まで
(開始時間は地区によって異なります)

清掃場所：地域の道路や公園など、公共の場所

分別方法：ごみを分別し、それぞれの指定袋に入れて各地区の回収場に出してください。
落ち葉や草はピンクの袋に入れていただくようお願いいたします。

▶可燃ごみ→白の袋 ▶土や泥→土のう袋
▶草木、カン、ビン、その他の不燃ごみ→ピンクの袋

※土砂類や剪定枝・草木の回収を必要とする地区は、事前に地区代表者から環境対策課または各支所に、事前届出書を提出してください。届出がないと回収できません
【締切日：5月18日(月)】

個別回収

対象世帯：以下の①～③すべてに当てはまる世帯

- ①65歳以上または障害者のみの世帯
- ②粗大ごみの持ち込みを頼める方がいない
- ③車等の輸送手段がない(車を所有している世帯は対象外。ただし、車があっても障害があり、持ち込みが困難な方は対象)

手数料：1世帯につき1,570円(軽トラック1台分まで)
※決定通知後から実施日までにお支払いください

申込方法：環境対策課または各支所で受け付け
【締切日：5月18日(月)】

申込結果通知：申し込みがあり次第、環境対策課で順次審査し、後日文書でお知らせします。